

アフリカの現地調査を終えて（アフリカ特集）（現地報告）

著者	安藤 勝美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	10
号	2
ページ	113-116
発行年	1969-02
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00052380

アフリカの現地調査を終えて

あん どう かい み
安 藤 勝 美

はじめに

1968年の11月から2カ月間、アフリカ諸国の天然資源の研究、特に天然資源に関する法的諸問題の研究にかなう現地調査を行なう機会を得た。

そのための研究対象国はおもにコンゴ共和国（キンシャサ）とアルジェリア民主人民共和国であり、そのほかにアフリカの全体像を把握するためにアフリカ経済委員会（ECA）のあるエチオピア、隣鉱石の産出で有名なモロッコにも立ち寄ったが、ここでは前2カ国とモロッコを中心に現地報告を試みたい。

研究の目的は、簡単にいえば「天然資源の法的側面」の研究であるが、いま少し詳細にその意図を述べておこう。

アフリカ諸国は各種の鉱物資源にめぐまれているが、従来それらは旧宗主国または国際大企業によって開発されまた支配されてきた。

しかし独立後におけるアフリカ諸国の経済自立への動きは、自国の鉱物資源の国有化、あるいは外国企業への経営参加となってあらわれてきている。

これらの政策は、国内における政治・経済ならびに法律と関連して、幾多の問題を提示しているが、同時にその国際商品としての性格上、諸外国との利害とも関連して国際経済・政治・法の分野にもさまざまな問題を投げかけている。

それゆえに、それらの問題の解明のためには、資源に関する国内法、国内経済における鉱産物の地位、諸外国が資源に対して持っている既得権益および採掘、販売、経営に関する諸協定の研究が必要となってくる。

今度の現地調査はその基礎研究のためのものであり、各種の予期せぬ事情があって予定どおり、また期待どおりの調査はできないときもあったが、ここに以上のような目的をもった調査旅行の印象記を国ごとにまとめてみようとおもう。

I

ナイロビからキンシャサへの飛行機は、熱帯ジャング

ルの上空にさしかかると気流にもまれ闇夜に飛び交う稲妻にほんろうされてゆれにゆれた。そのような「歓迎」のうちにはいったコンゴは、モブツ政権樹立3周年記念をまさに迎えようとするところであったが、そのための政府招待客にわれわれ一般のホテルの客は追い出され、筆者も泊る所もなく熱帯特有のむし暑い夜気の中で宿なし子のようにねぐら探しをするはめとなった。

このようないかにも軍事政権らしいやりかたに、かえっていつそコンゴの理解を深めることができたような気がする。

モブツ政権下のコンゴはまず国内政治の面からいえば一応の安定を得ているようにみえる。特に乱れていた治安もかなり良くなり、一昨年、軍隊・警官の武器携行を禁止してからは外国人の被害も少なくなっているようである。

しかし問題はモブツ政権下の経済である。モブツは国内諸勢力の統一と、対外的にも進歩的なジェスチャーを示すために1967年1月1日、ユニオン・ミニエールを接収した。このベルギー系のコンゴの銅開発を行なっていた会社はコンゴ経済を左右するほどの力をもっていたが、その接収がそれ以後のコンゴ経済をどのような方向に導いていくかが注目されていた。しかし接収後の新会社「コンゴ鉱産ジェネラル社」(GECOMIN)は、ユニオン・ミニエールを母体とするためにベルギー人技術者の帰国、コンゴ人の経営の不慣れもあって十分な成果をあげることはできなかった。一般に鉱業、工業、農業の各分野における生産は、独立前の1958年に比較して20%前後の低下を示した。

しかし暗い影を落とすかにみえた経済もモブツ政権下となって、通貨改革、輸入の自由化、物価安定、市場機構の改善、農業開発、公共投資および投資家の保護という一連の政策のもとに、1968年にはかなり明るい見通しをもつようになってきている。

コンゴ経済における鉱業の地位は、まさにコンゴ経済の要といえるもので、1966年には3億8800万ドルの輸出額に達した。すなわち全輸出額の83%に相当する。特に北ローデシアにつらなるコッパー・ベルトのあるカタンガ州は鉱業の中心であり、GECOMIN(旧ユニオン・ミニエール)は銅、錫、コバルト、ゲルマニウム、銀、ウランおよびカドミニウムを生産している。かつてユニオン・ミニエールはコンゴの中の一王国と呼ばれたが、その後身GECOMINの地位は今も変わらない。

それゆえにコンゴ経済は鉱業生産の伸びに左右される

現地報告

が、幸いにも上記の政策が効をそうして鉱業生産もかなりの伸びを示している。

さらに鉱業に関しての、いくつかの問題点をみてみよう。これらはいずれも現地での官庁、商工会議所、GE-COMINでのインタビューを通じての話が中心となっている。

(1) まずコンゴ政府は鉱業開発をいっそう促進させるために、ユニオン・ミニエールの補償問題に早く結着をつける予定であることがあげられる。1968年の8月23日、外務大臣ボンボコは資本自由化政策のために、コンゴ内にあるベルギー資産の補償を声明した。ユニオン・ミニエールについていえば、約400億ベルギー・フランにのぼる補償はそのまま承認されることはないにしても、かなりの額が補償される見通しがつき、目下ベルギーで進行している交渉も早期に解決されるかもしれない。

この政策の目的は、コンゴ政府は日下カタンガの銅開発に、世界銀行および国際的鉱山会社からの資本を必要としているが、そのためにはユニオン・ミニエールの補償を解決して信用を回復する必要があるためである。

(2) コンゴには多くの外国系鉱山会社があるが、現在のところそれらの接収を行なう計画はないこと。それは接収を行なっても、その後の運営が必ずしもうまくいかないためである。

(3) 1967年の5月11日に新鉱山法が公布された。またこれに関連して鉱業権に関する法令(1967年9月23日公布)、輸出税に関する法令(1967年6月24日公布)などが公布された。

新鉱業法は旧鉱業法(1937年公布)を改正し、国家の鉱業開発への積極参加とそれによる経済的自立政策を打ち出している。

たとえば鉱業法第1条は、鉱山は国家に所属し、特別公共地域を構成すると規定し、またすべての開発権・採掘権への国家統制を規定している(第27条)。

この鉱業法はコンゴ政府の経済政策の一環として、これからの鉱業開発、経済自立政策に大きな影響力をもつと考えられる。

(4) コンゴ経済でも最も大きな伸びを示す鉱業部門は今後いっそうの開発が行なわれようとしている。西カサイ地方における多量の埋蔵量をもつダイヤモンド鉱床の発見、石油資源および錫、ウラン、金の新しい埋蔵地の発見は、イタリアのENIグループ、アメリカのカーバイト連合などの進出を促している。一方、コンゴ錫会社などにみられるようにコンゴ政府所有株がその株の半ば

を占める国策会社の設立もみられ、外国民間会社、コンゴ半民半官会社などの多様な開発機関がみられることも注目される。またそれに伴って、新会社法、財政法、関税法等が制定されるなど新しい法制度改革の動きがみられる。

最後にコンゴのこれからのあり方を述べておこう。モブツ政権を支える軍部の背後には、コンゴ動乱にみられた部族対立はいぜんとして続いている。現在の相対的安定を支えているのはモブツの軍勢力であるが一応その経済政策の効果も無視することはできない。しかし増大する人口と失業者、物価上昇は、想像以上に大きな不安定への潜在力となっていることもみすごすことはできない。

II

コンゴからモロッコに行くためにはセネガルを通らなくてはならない。コンゴは人口の98%がカソリックであるが、それほど多くの教会もみられず、また宗教的雰囲気には乏しい。しかしダカールはちょうどラマザン(断食月)の時でもあったがフランス風の町の中に多くのミナレ(モスクの尖塔)があり、夕べの祈りにメッカに向かってみづく人があふれていた。ダカールはコンゴとちがって、異国的なアラブとフランスの雰囲気に満ちている。熱帯のコンゴでは町はあまりにも強烈な光にさらされてさえかえり、またその強い個性の中にヨーロッパ文化という古いカビは生き残れないようにみえた。同じ黒人の国だが、この相違はたんに旧宗主国の違いのみではないといえよう。ともあれダカールでは美しい街並に貧しさがにじみ出ているが、不思議と安らぎをおぼえさせられた。

そのダカールからモロッコにはいると、またいっそうヨーロッパに近く、しかも、さらに回教の雰囲気濃厚な町のたたずまいが見られる。モロッコはブラック・アフリカからはいるとまさにヨーロッパへの入口あるいはヨーロッパの端のように感じさせられ、アフリカは多様だということが強く感じられる。

この多様な個性に対応してそれぞれの経済開発もまた多様であり、それぞれの個性をもっているようにみえる。

モロッコでは1965年以来の国家非常事態はまだ解かれていないので、日下野党や左派の国王親政への非難が強い。また1966年、67年と旱魃が続き、そのため農業生産物は不作となり、国家経済に大きな危機をもたらした。幸い1968年は豊作にめぐまれ、やや輸出入のバランスもとれてきたところである。

モロッコは鉱産物の種類は多いが、国民総生産の中では、農産物の32%に対して9%を占めるにすぎない。しかし最も豊富な燐鉱石は、輸出額の45%を占めていて、コンゴの GECOMIN (旧ユニオン・ミニエール) が国家の中の国家の様相を呈しているのと同じく、モロッコでは燐鉱石をあつかう燐鉱石公社 (OCP) が同様な地位を占めている。

ここで少しく燐鉱石の現実について述べよう。現在、世界における燐鉱石販売競争が激化して、モロッコの地位が相対的に低下してきていることが注目される。1959年にはモロッコは世界市場の40%を占めていたが、現在は25%にしかすぎない。アメリカなどの生産国に押される一方、またセネガル、モーリタニア、アルジェリア、チュニジアなどの強力な競争国があらわれてきている。

このためにモロッコがとった方策の一つとして昨年の OCP と「イラン国家石油化学会社」との協定が興味深い。イランは目下硫黄とアンモニアの生産をしており、一方モロッコのサフィ近郊にある「モロッコ化学公社」は燐鉱石を液体肥料に加工している。そのためには硫黄とアンモニアを多量に必要とするので、イランは上記の硫黄とアンモニアをモロッコに送り、代わりにモロッコからそれらの肥料を輸入するのがこの協定の目的である。

この協定がもつ法的内容はともかく、モロッコの主要産業である燐鉱石鉱業の進む道をよく示している。低開発国同士の資源の相互補完による供給源の確保と、生産地での肥料精製が世界市場でその地位を確保する一方法となっているといえよう。

III

つぎに訪れたアルジェリアでは、昨年はブーメディエンへの反乱もあったが、1965年以来のブーメディエン政権も3年を迎え、ここも相対的な安定をみせていた。かれの政策下で経済はわりと堅実に伸びていて、農産物の生産は低迷しているが、石油やガスの生産増加が大きい。

そしてかれの政策の最大の特徴といえるものは、あらゆる分野の外国企業の国有化である。特に1968年の5月と6月は国有化のラッシュともいべき時期で、その間30以上の企業が国有化されている。コンゴの場合はユニオン・ミニエールの接収一つにとどまったが、アルジェリアは土地にかぎらず石油からホテルまで、すべて国有化の対象とみなしており、一つの明確な政策として打ち出されている。

ここではアルジェリア経済の中心をなす石油やその他

の鉱産物開発の機構にふれておこう。

1958年にはアルジェリアの原油生産はきわめてわずかなものだったが、1967年には3907万8000トンとなりアフリカではリビアについて第2位の生産国となった。その石油の特色は軽質であること (38.7°~48.0° API) と、また天然ガスの生産が多いことである。天然ガスに関しては1965年のフランスとの協定によって、ガスの運輸・販売に関してアルジェリアは独占権を有している。

1966年10月3日以降、国家企業である SONATRACH (Société Nationale de Transport et de Commercialisation de Hydrocarbures) が、政府に代わって石油の試掘、生産、精製、販売を行なうことになった。そして1968年には国有化の一環としてアルジェリア国内での販売網が国有化された。

また SNREPAL (Société Nationale de Recherches et d'Exploitations des Petroles en Algérie) は石油の実際の開発を行なう機関として設置されている。

アルジェリア政府は石油にかぎらずすべての鉱産物にわたって国家統制を行なっているが、これは、独立後も鉱山の多くが外国企業によって支配されている状態に終止符を打つために公布された1966年5月6日の鉱山国有化法令の結果である。

同じく国有化によってつくられた鉱産物開発機構である SONAREM は、商・工業的性格をもつ法人として財政自治を与えられているものである。

それは工業およびエネルギー省の監督のもとにあって、その目的の第1は、石油以外の地下資源の調査と開発を促進させること、そのために、地質、鉱業上の調査活動を行ない、また他の機関に行なわせる。第2に、鉱山および切羽の発掘の保全、第3にアルジェリアにおいても外国においても採掘された生産物の商品化を行なう。第4に、アルジェリア国家によって与えられた諸活動を処理する。第5に、上記の目的のいずれかに関連するすべての工業、財政、商業、動産、不動産事業に、会社、支社あるいは他の方法によって参加することである。

このような国家機関によって資源は開発、商品化されているが、最後に石油に関して新しい特色のある国際協定について述べておこう。

1968年10月31日の法令は、同年10月19日に結ばれたアメリカ系石油会社 GETTY と SONATRACH との石油資源の開発・販売協定を承認した。

この協定を通じてここで問題としたいのは第1に天然資源に対する外国資本の投資と経済独立の問題であり、

第2にこの協定の経済的・政治的意義である。

第1に、石油やガス生産物の販売会社や植民地時代に設立された多くの会社などが国有化されてからまだ目も浅いのにはアメリカの会社とこのような協定がなされたことは、アルジェリアは、国家利益の必要性によってある限度内での外国資本の導入を認めていることを意味する。しかしそれは長い植民地時代の経済開発の遅れを回復し、またそれを妨げるような外国企業の国内への浸透を排除する方向においてなされており、そのためには投資を認められる外国資本は最も迅速な商業利潤をもたらす、またより少ない費用のものであることが必要である。

国有化、すなわち企業を国家の監督下においてその再転向をはかることは、国家経済発展の最も良い方法とされてきたが、国有化の対象となる企業とは一方的な利益を追求する企業であって、プーメディエンは、相互の利益となる企業を排斥するものでないと述べている。その立場に基づいてアルジェリアでは新投資法、財政協定、技術協定がなされてきている。

協定についていえば、この GETTY という外国資本との協力は、SONATRACH が先に締結した ALFOR, ALGEO, ALTRA, ASCOOP, CREPS, CAMEL, SOTHRA, および SOPEG などとの協定とは異なった観点のもとになされているといえるだろう。すなわち国有化以後になされた協定は、国有化という政策に規定されてそのもつ意義にかなりの変化がみられる。

第2に、協定の経済的・政治的意義であるが、今までの石油消費国あるいは石油会社と生産国との諸協定をみると、それらの協定は使用料や利権の値切り交渉の結果のようなものであったし、または先に結ばれた不当な利権料への反動のようなものであった。

しかし GETTY との協定は、第1に配当がアルジェリアに有利であり、第2に利権は産油国アルジェリアにすこぶる有利で88%対12%となっていることである。ヒフティ・ヒフティの利権のあり方がかちとられてから久しいが、このような配分率は初めてのことである。

また GETTY との協定に関して SONATRACH がいっさいの権限をまかされているが、協定は単に両者の間ばかりではない。アルジェリア政府とアメリカ政府は GETTY と SONATRACH が協定を結んだ後「アルジェリアにおける GETTY 石油会社の石油の調査、生産活動に関する議定書」を結んでいる。

GETTY と SONATRACH は、運営と参加者の役割、財政と労働契約、商品化、天然ガスの価格安定に関する

協定を結び、両政府間では会計と価格、権利譲渡の取りきめ、調停と仲裁、解散の場合の取りきめを結んでいる。

このような協定と議定書が他のアラブ諸国に及ぼす影響は、88%対12%の比率とともに大きいといえるだろう。

IV

以上コンゴでの資源開発のありかた、モロッコの主要産業である燐鉱石産業に対するモロッコの今後の方針、およびアルジェリアにおける石油について、その中心的開発機関と新しい石油協定のもつ意義を述べてきた。

アフリカにおいては資源の支配、開発、販売の態様はさまざまである。しかし鉱産物を経済開発の中心とする国におけるその政策は、接収・国有化・国営と同じような国家介入の形によって示されている。それに応じて資源に関するさまざまな法律が制定されているが、そこにみられるのは資源に対する主権の確立という大きな流れである。
(調査研究部)

所 報

◆在外職員の動き 帰 国

氏 名	派 遣 地	課 題 名	帰国月日
中村尚司	セイロン	セイロンの経済発展と農村経済構造	12月20日
梅沢達雄	インドネシア	インドネシア社会主義の法制的研究	1月5日
林 晃史	ケニア	ケニアの農業開発計画と農村社会経済構造	1月14日
松尾 大	インドネシア	インドネシアの綿織物工業史	1月29日

◆外国人の来訪

(1) 1月14日(火)

H. W. Arndt (Prof. of Economics, The Australian National Univ.) が来所。次の諸事項について懇談した。

- (1) 日本におけるインドネシア研究の現状について
- (2) 当研究所英文出版物について
- (3) 日本における中国関係出版物の入手状況について

(2) 1月21日(火)

Alan L. Mackay (Prof., Birkbeck College, London) が技術と経済成長について討論のため来所。

◆おもな人事異動

理 事 染 谷 経 治

「欧米先進国の発展途上国に対する投資」に関する現地調査のため昭和44年3月15日まで香港ほか12カ国へ出張を命ずる。 昭和44年1月23日付け